

# 小倉リトルリーグ及び小倉リトルシニア

## 規 約

### 第1章 総則

#### 第1条《名称》

本会は小倉リトルリーグ（以下「リトル」という）及び小倉リトルシニア（以下「シニア」と称する）とする。

#### 第2条《事務所》

本会は事務局を北九州市に置く。

#### 第3条《目的》

本会は、児童、生徒に野球を通じて、強健な体力と健全な精神を養成し、明朗にして、思いやりのある有能な社会人に育成することを計ると共に、併せて相互親睦を深め、本会の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### 第4条《事業》

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう

- リトル及びシニアの指導について研究及び調査の実施
- リトル及びシニアの選手の訓練、保護に関する研究実践
- 公式試合の参加
- その他目的達成に必要な事項（練習試合等）

#### 第5条《所管範囲》

本会の所管範囲は福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県とする。

## 第2章 会員及び会費

### 第6条《会員》

本会は、財団法人全日本リトル野球協会・リトルリーグ九州連盟、リトルシニア九州連盟に所属し、下記に掲げる者を会員とする。

本会の事務局長

本会の指導者

本会に在籍する選手の保護者

### 第7条《入会》

本会に入会し、会員になるには、下記の定める手続きによらなければならない。

入会申込書の提出

監督による入会申込者との面接とその結果に基づく役員会の議決

### 第8条《退会》

会員が退会する時には、あらかじめその理由等を記載した文章を会長に提出するものとする。

会員が次の各号に該当する時には退会したものとする。

本会が解散した時

特別な理由なく会費の納入が3ヶ月間滞った時

### 第9条《罰則》

会員及びその構成員が本会の名誉を毀損し、または、趣旨目的に反する行為あるいは秩序を乱す行為があった時は、役員会の議決によりその会員及びその構成員に対し、警告、謹慎、出場停止または除名することができる。

### 第10条《入会金・会費》

会員は、細則に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### 第11条《会費及び拠出金の不返還》

規約の会費及び拠出金は、その理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

## 第3章 役員

### 第12条《役員》

1. 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名
事務局長	2 名 (リトル1名 シニア1名)
監 督	2 名 (リトル1名 シニア1名)
父母会長	2 名 (リトル1名 シニア1名)
事務局次長	2 名 (リトル1名 シニア1名)
会 計	2 名 (リトル1名 シニア1名)
監 事	4 名 (リトル2名 シニア2名)

2. 前項に定める役員のほか、名誉会長、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

3. リトル・シニアとも、補足役員を置くことができる。

### 第13条《役員を選出》

役員を選出は次によるものとする。

会長及び副会長、監督、役員は、役員会の推薦により決定する。

事務局長、会計、父母会長は役員会の審議を得て、総会の承認を求める。

監事は総会において会員の中から選出する。

名誉会長、顧問、相談役及び参与は、役員会の推薦により、会長が委嘱する。

補足役員は、役員会の審議により、会長が任命する。

### 第14条《役員の仕事》

役員の仕事は次の通りとする。ただし、この仕事にかかわらず、各役員は、必要により相互協力し合わなければならない。

会長は、本会を代表し、定期総会、臨時総会及び役員会を招集する。

副会長は会長を補佐し、会長事故のある時はこれを代行する及び共通資産の管理運営にあたる。

監督は本会指導方針に基づき、本会の目的を遂行するために実践する。

事務局長は、会長の支持を受け、その仕事にあたりると共に、各役員との連絡調整を行なう。及び特別会計の管理運営にあたる。

事務局次長は、事務局長の補佐業務を行なう。

会計は、事務局長を補佐し、会計事務にあたる。

監事は、財務の状況及び業務執行状況を監査する。

父母会長は、監督、事務局長を補佐し、本会目的遂行のために本会応援団的性格を持って協力する。

### 第15条《任期》

役員の仕事は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

補欠により、就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

役員は、辞任または任期終了の場合、後任者が就任するまでは原則として、その職務を行なわなければならない。

#### 第 16 条《解任》

役員が任期中に本会の名誉を毀損し、または趣旨目的に反する行為をとった時は、役員会の議決によりこれを解任することができる。

## 第 4 章 会議

#### 第 17 条《種別》

本会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会、定期説明会とする。

#### 第 18 条《総会の開催》

定期総会は、毎年 8 月または 9 月に開催する。

臨時総会は次の場合に開催する。

会長が必要と認めた時

役員会の議決があった時

会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して、請求があった時

#### 第 19 条《総会の通知》

総会の招集は、開催日の 7 日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を示し、通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

#### 第 20 条《総会の構成と議長選出》

総会は会員と役員とにより構成し、出席会員の互選により議長 1 名を選出しその議事の運営にあたる。

#### 第 21 条《総会の審議事項》

総会は次の事項を審議する。

事業報告

事業計画

収支決算

収支予算

本規則の制度及び改廃

入会金及び会費の改正

役員を選任及び解任

本リーグの解散

解散の場合の会費の徴収、及び残余財産の処分方法の決定

その他、本会の運営に関する重要事項

## 第 22 条《総会の議決》

総会は、会員の定数 3 分の 1 以上の出席により成立し、議決は、出席会員の過半数の同意によるものとする。

総会に欠席するものは、一切の権限を文書により出席役員及び会員に委任しなければならない。

## 第 23 条《総会の議事録》

総会の議事録には、次の事項を記載し、会長、議長、監事及び指名された会員 2 名がこれに記名、捺印し保存するものとする。

開催の日時及び場所

会員の総数及び出席会員数

議事の経過及びその結果

## 第 24 条《役員会》

役員会は必要により開催し、会長が議長となり次の事項を審議する。

総会に付議すべき事項

本会規則に定める重要事項

本会の組織、機構に関する事項

専門部会等審議機関の設定に関する事項

会長の任命する役員また委嘱する役員に関する事項

本会細則の制度及び改廃

その他本会の運営に関する重要事項

前事項 号の規定にもかかわらず、入会金及び会費改正については総会の議決による。

## 第 25 条《役員会の議決》

役員会定数の 2 分の 1 以上の出席により成立する。

議決は、出席役員の過半数の同意によるものとする。

欠席者は、一切の権限を他の役員に委任することができる。

## 第5章 資産及び会計

### 第26条《資産の構成》

本会の資産は次のものをもって構成する。

- 入会金及び会費
- 事業に伴う収入
- 資産から生ずる収入
- 連盟からの助成金
- その他の収入

### 第27条《資産の管理方法》

本会の資産は共通資産、リトルリーグ資産、リトルシニア資産とし管理方法は役員会の議決による。

共通資産は、リトル・シニア連盟登録費、グラウンド維持費（真砂土、砂、石灰、トイレ、ガソリン等）共有備品費（トンボ、レイキ、ネットなど）、球場使用料費、大型備品費、（グラウンド整備用車、バッティングマシーン等）、その他

リトルリーグ資産は、一般会計、特別会計・父母会計とする。

リトルシニア資産は、一般会計、用具費、遠征費、選手人数分スポーツ保険費、その他とする。

### 第28条《事業計画及び収支予算》

本会の事業計画及び収支予算は、それぞれ三つの資産ごとに、毎会計年度開始前に役員会の審議を経て、総会の議決を得なければならない。

### 第29条《事業計画及び収支決算》

本会の事業報告及び収支決算は、それぞれの三つ資産ごとに、毎会計年度終了後1ヶ月以内に会長が作成し、財産目録、貸借対照表及び事業報告書並びに会費の移動状況と共に監事の意見を付し役員会の審議を経て、総会にて承認を得なければならない。

### 第30条《剰余金の処分》

本会の収支決算で剰余金がある場合は、総会の承認を得て、翌年度に繰り越すものとする。

### 第31条《特別会計》

本会は、必要がある時は、役員会の議決により、特別会計を設けることができる。

前項の特別会計は、第 29 条に定める収支決算に計上しなくてよい。

#### 第 32 条《会計年度》

本会の会計年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

## 第 6 章 解散及び残余財産の処分

#### 第 33 条《解散》

本会は、本会の目的たる事業の断続が不可能となった時は、解散するものとする。

前項の定めに基づき解散する時は、役員会の議決を経て、総会を開催し、出席会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

#### 第 34 条《残余財産の処分》

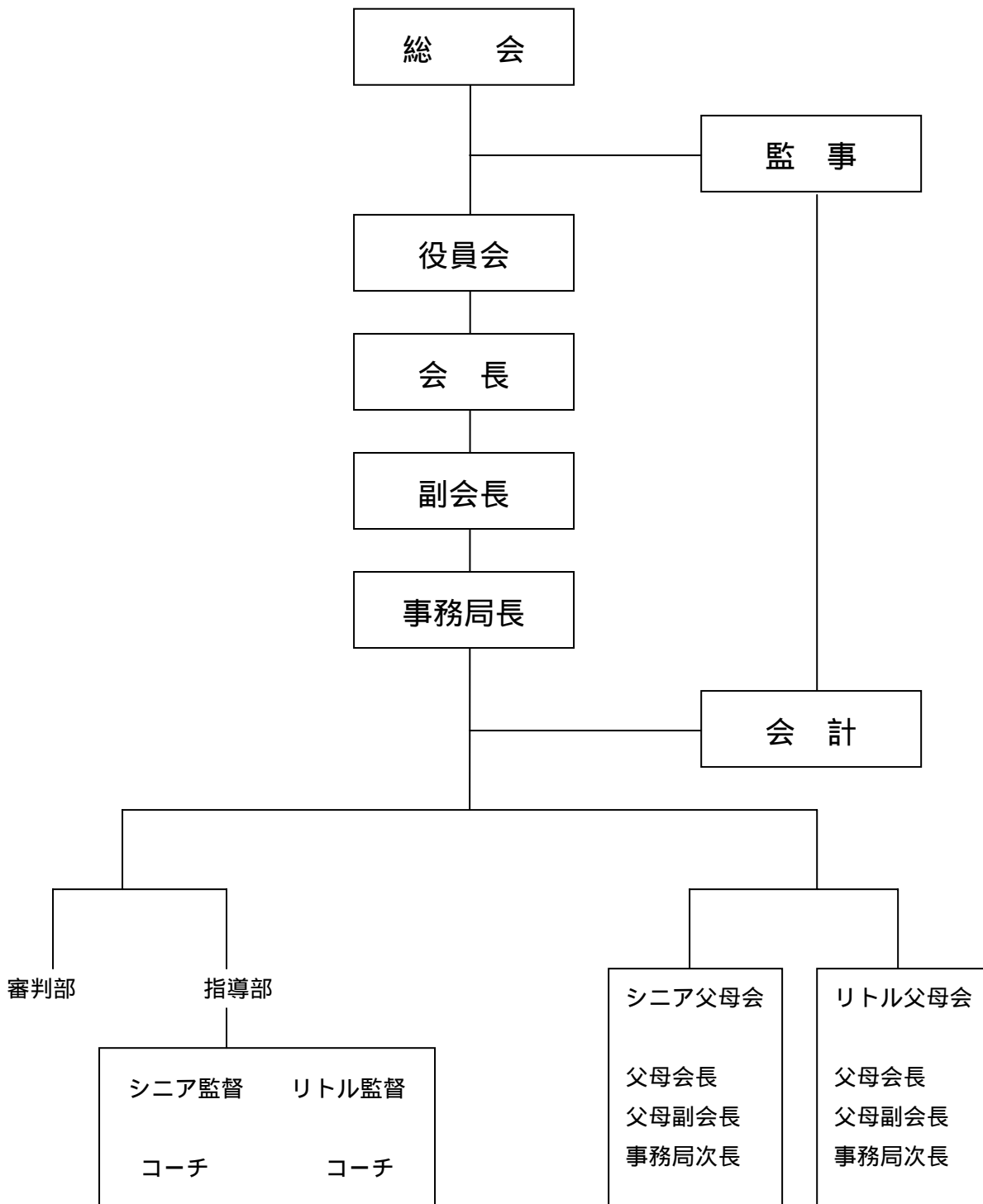
本会は、解散時に付存する残余財産の処分は役員会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

## 付 則

この規約は、平成 9 年 9 月 7 日より施行する。

# 小倉リトル・小倉リトルシニア

## 組織図



# 小倉リトルリーグ及び小倉リトルシニア

## 細 則

### 第1条《総則》

本細則は、小倉リトルリーグ(以下「リトル」という)と小倉リトルシニア(以下「シニア」という)を円滑に運用するために定める。

### 第2条《事務所の所在地》

規約第2条に定める『事務所』は  
北九州市八幡東区松尾町 17-34 (株)諏訪下塗装内とする。

### 第3条《公式試合》

規約第4条に定める『公式試合』は、次のとおりとする。

#### 小倉リトルリーグ

九州連盟 秋季大会(新人戦)  
TNC旗争奪 九州連盟 春季大会  
全日本選手権 九州大会  
TKU旗九州大会 兼、全国選抜大会 九州予選  
その他ローカル大会(巖流杯、招待試合)

#### 小倉リトルシニア

九州連盟秋季大会(新人戦)  
TKU旗争奪 九州連盟 春季大会  
日本選手権九州大会  
読売旗争奪 九州連盟 夏季大会  
その他ローカル大会(1年生大会、招待試合)

### 第4条《入会》

規約第7条に定める『入会』は次のとおりとする。

リトルリーグ 小学1年～中学1年

リトルシニア 中学1年～中学3年

リトルシニアに入団した中学1年生は、いかなる理由があろうがリトルの練習日に参加し、リトルリーグにおける公式試合・練習試合に参加し、指導方針を理解させる。  
(リトルからシニアへの練習生においては、正式入団まで会費は取らない。)

#### 第5条《入会金・会費》

規約第10条に定める『入会金・会費』は次のとおりとする。

入会金 リトルは、¥10,000 シニアは¥20,000

リトルよりシニアに入会する場合は、シニア入会金は、¥10,000とする。

指導者の子どもが入会する場合は、入会金は免除する。

入会金は、入会が役員会で承認された後、速やかに納入しなければならない。

会費 リトルは、1ヶ月¥5,000

シニアは、1ヶ月¥6,000

兄弟が同一リーグに所属する場合は、2人目以降の会費は半額とする。

#### 第6条《特別会計》

規約第31条に定める『特別会計』は次のとおりとする。

時期により、会員の父母全員でソーメン等の販売をする。

全国大会協賛金

#### 第7条《慶弔金》

慶弔金の区分は下記の通りに定める。

会員・選手が障害で入院（10日以上）の場合 金 5,000

選手が病院で（30日以上）入院の場合 金 5,000

会員・選手が死亡の場合 金 10,000 と生花

不慮の災害の場合は別途役員会で検討する。

#### 第8条《遠征》

選手の宿泊、交通機関については、監督及び事務局長が検討するが、安全面と保証を考えてマイカーを使用せず原則として貸し切りバスを利用する。

ただし、近距離の場合、マイカーを使用することもある。

#### 第9条《審判》

公式戦はリーグ以外の専門家に依頼することもある。この場合、1日あたり、¥5,000の謝礼を支給し、泊まりの場合は、宿泊費を負担する。

## 第 10 条《卒業記念》

会員が卒団する場合は、卒団記念品を贈呈する。

## 第 11 条《甲子園出場》

リトル・シニアのOBが高校在学中に本人が甲子園出場の時は、本会より、¥10,000の祝い金を本人に渡す。

## 第 12 条《指導方針》

### 小倉リトル指導方針

規律、友愛、団結のリトル精神を基本に子ども達が友情の輪をもって、練習に励むことができる環境作りに努める。

技術の向上もさることながら、基本を忠実として、伸び伸び野球ができる選手になるように努める。

野球を通じて、礼儀、礼節を指導し、人格形成、文武両道を目指とする。

監督、コーチ以外の父母が、子ども（自分自身の子どもも含む）へ、技術指導等を行なうことは禁止。ただし、練習、ゲーム等の応援、手伝いを 監督、コーチが援助を要望することもある。

欠席、遅刻等の連絡は、監督または、父母会長へ連絡すること。

常に、リトルリーガーとしての誇りを持たせること。

### 小倉リトルシニア指導方針

全選手に対し協力を徹底し、文武両道を推し進めること。

礼儀、礼節を徹底指導し、人格形成の素地をつくる。

a.グラウンド入退時の挨拶

b.先輩、後輩への挨拶

c.指導者への挨拶

d.父母関係者への挨拶

e.その他、必要とされる挨拶

相手の目を見て、聞いたり、話したり、また元気な声を出せるように指導する。

野球技術向上、体力の伸長はもちろん、忍耐力、精神力を要請し人の和、友情を形成させること。

常にシニアリーガーとしての誇りを持たせること。

指導方針は必ず守り、グラウンド内は絶対歩かないこと。

頭髪は、刈り上げまで。スポーツマンらしくすること。

茶髪、パーマ等は認めない。丸刈りでも構わない。

いかなる場合でも用具は、選手自身で揃えるように習慣づけ決して忘れ物のないようにする。

リーグの用具は、各選手が責任を持って、大切に使用保管すること。

各家庭にて、勉強計画表、自主トレーニング表を作成し実行させること。

父母の思慮口出しは、一切できないものとする。また、公式大会の登録にともなう移動についても同様である。

親善遠征、招待試合の対戦相手遠征時期など最終決定権は、監督、コーチとし、事務局長へ伝え、折衝を依頼する。

対戦相手の事務局長への直接的な働きかけは、一切厳禁とする。

遠征行為の総責任者は、監督とし、父母会長および事務局がこれを補佐する。

無届け欠席、態度、素行の好ましくない選手、又リーグの名誉を著しく汚した選手、父母は除名処置の対象となる。

学校の行事は優先させる。

練習を休む時、遅刻、早退する時は、必ず本人が理由を監督に連絡する。不在の時は、コーチか主将まで連絡すること。

リーグの選手は、夜9時以後の外出は禁止（塾、その他父母と同伴であれば良い）

外泊の場合は、野球部員の双方の父母が公認であれば許可する。

グラウンドには電話代以外のお金を持ってこない。紛失してもリーグでは異議申し立ては受け付けない。遠征会費等はグラウンドに来たら速やかに監督、役員に渡すこと。

選手間の野球用具の貸し借りは原則として禁止。お互いの了解があれば可。

特に上級生が下級生に対して気をつけること。

練習に通う場合は、基本的に自転車は禁止。（監督が認めた人のみ可。グラウンドまで30分以上かかる選手）

## 父母の会・会則

父母の会の運営にあたり、次の会則を定める。

リトルリーグ・リトルシニアに入会した選手の保護者は各々の父母の会に入会する。

父母会の会費を徴収する。

リトルは、1ヶ月¥500 シニアは1ヶ月¥1,000

遠征等に関する寄付金は、父母会計の収入とする。

父母会長のもと会員は、運営に協力すること。

選手が快適にリーグ活動ができるように、父母として協力する。

役員、父母はいかに経験技量が抜群であっても、役員会で決定した指導方針に従いその域を超えてはならない。

グラウンド内の決められた場所以外には、危険防止のため絶対に入らない。

(監督、コーチの要請があれば、その限りではない)

練習場所、試合、行事等の場合、解散場所までの往復の交通には充分注意し、保護者が協力の上、送迎する。

決められた傷害スポーツ保険に加入し、万一の事故の場合以外の請求はしないこと。

遠征、招待試合にはできるだけ応援、手伝いの協力をする。

会費は、欠席しても退団しない限りは納入すること。

連絡網で回ってくる連絡は、責任をもって、次の選手に速やかに連絡すること。

引っ越し等、住所に変更があった時は、速やかに事務局へ連絡すること。

父母は、自分の子どもだけ直視することなく、リーグ全体の一人一人の子どもに目を向ける。

父母は、選手に先んじて、選手の模範となるように行動

付則

この細則は平成9年9月7日より施工する。

平成18年4月15日一部変更。